

名称:シーサ事件

商標登録取消決定取消請求事件

知的財産高等裁判所:平成21年(行ケ)第10404号 判決日:平成22年7月12日

判決:請求認容(決定取消)

商標法4条1項11号、4条1項15号、4条1項19号

キーワード:著名商標・類似・誤認・混同

[概要]

- ① 原告が有する本件商標と、引用商標Aとは外観が著しく相違するため、本件商標と引用商標Aとが類似するとまではいえない(4条1項11号に該当しない)。
- ② 本件商標と引用商標Cとは、生じる称呼及び観念が相違し、外観も必ずしも類似するとはいえないものにすぎない点や、原告が経営する沖縄総合貿易は比較的小規模であり、引用商標Cを有する著名なスポーツ用品メーカーである補助参加人とは販売規模が大きく異なる点等に鑑み、本件商標を上記指定商品に使用したときに、当該商品が補助参加人と一定の緊密な営業上の関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるとはいえない(4条1項15号に該当しない)。
- ③ 本件商標と引用商標Cとは、生じる称呼及び観念が相違し、外観も必ずしも類似するとはいえないから、両商標は類似しないというべきものである。そうすると、本件商標は4条1項19号にいう「類似の商標」に当たらない(4条1項19号に該当しない)。

[本件商標及び引用商標]

本件商標	引用商標A	引用商標C
 第25類「Tシャツ、帽子」	 第25類「下着、寝巻き類、その他の被服(運動用特殊衣服を除く)」	 第25類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」

[争点]

- ① 本件商標が引用商標Aとの関係で4条1項11号に該当するか否か
- ② 本件商標が引用商標Cとの関係で4条1項15号に該当するか否か
- ③ 本件商標が引用商標Cとの関係で4条1項19号に該当するか否か

[裁判所の判断]

①について:本件商標と引用商標Aの各外観は著しく異なるものであり、とりわけ、本件商標では中央に配された「SHI-SA」の文字列が強調され、その右方に動物図形部分がシルエットで配されているが、引用商標Aではこのような外観を有しない点が大きく異なるものである。そうすると、本件商標と引用商標Aとが類似するとまではいえないというべきである。

②について:本件商標と引用商標Cとは、生じる称呼及び観念が相違し、外観も必ずしも類似するとはいえないものにすぎない点、原告が経営する沖縄総合貿易が主として沖縄県内の店舗及びインターネットの通信販売で本件商標を付したTシャツ等を販売するに止まっており、販売規模が比較的小規模である点に鑑みると、本件商標の指定商品たるTシャツ、帽子の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準としても、本件商標を上記指定

商品に使用したときに、当該商品が補助参加人又は補助参加人と一定の緊密な営業上の関係若しくは補助参加人と同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるとはいえないというべきである。

③について：本件商標と引用商標Cとは、生じる称呼及び観念が相違し、外観も必ずしも類似するとはいえないから、両商標は類似しないというべきものである。そうすると、本件商標は法4条1項19号にいう「類似の商標」に当たらないことになる。また、原告の本件商標の使用につき、周知商標が登録されていない状況に乗じて不正の利益を得る目的等や、補助参加人等に損害を与える目的等があるとまで認めることまではできず、原告に法4条1項19号にいう「不正の目的」があったとはいえないというべきである。

[コメント]

本件商標の4条1項15号の該当性については、本件商標の使用態様によって判断が左右されるものと考えられる。例えば、仮に本件商標の使用態様がワンポイントマークであった場合は、平成17年(行ケ)第10230号(ポロ事件)と同様に、「プーマ社又は同人と組織的・経済的に密接な関係がある者の業務に係る商品であるかのように、その出所について混同を生ずるおそれがある」と判断された可能性がある。